

[事案 21-88] 配当金請求

・平成 22 年 5 月 26 日 裁定終了

< 事案の概要 >

加入時に提示された設計書記載の生存祝金額(配当金買増しに生存保険金額)を支払って欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 1 年に、既契約を転換して終身保険を契約した際、提示された設計書には保険料払込満了時(65 歳)に生存祝金(約 610 万円)が支払われると記載されている。ところが、平成 21 年に 65 歳になるので、保険会社に確認したところ、生存祝金は配当金にもとづくもので、28 万円余しか支払われないと言われた。

加入してからこれまで、何度か歴代の営業所長に保険料払込満了時の金額について確認したが、そのつど支払われると言われ、その言葉を信じて、加入し続けてきた。今になって、設計書記載の金額が支払われないのは納得できないので、設計書記載金額の生存祝金額を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、生存祝金の金額は保証されたものでなく、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 申立契約の保険約款に記載のとおり、生存祝金は配当金を一時払保険料とする生存保険の保険金であり、配当金が多ければ生存保険の払込保険料が多くなり、保険金である生存祝金も多くなるが、その逆もあり得る。
- (2) 設計書の下部には、「 記載の年金額・生存祝金については、この保険のパンフレットにもご説明のとおり今後変動(上下)することがあります。したがって将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください。」と記載しており、設計書どおりの保険金額を支払うことを約束していない。
- (3) 申立人は、「歴代の営業所長は設計書記載の生存祝金の支払いを約束した」と主張しているが、当社が歴代の所長を調査したところ、そのような約束をした営業所長はいなかった。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 下記のとおり、設計書記載の生存祝金額の支払をすることが申立契約の内容になっていると言うことは出来ない。

保険契約は、いわゆる「附合契約」【注】で、約款の記載にしたがって契約内容が定められるもので、申立契約の約款によれば、「生存祝金は、社員配当金を一時払保険料とする生存保険の保険金」とされており、配当金の多寡が生存祝金額に影響を与えることになり、確定金額の生存保険金を支払うものとはされていない。

【注】附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項(普通契約約款)を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されています。

設計書にも、設計書記載の金額を支払うことを約する文言はなく、かえって、「記載の年金額・生存祝金については、この保険のパンフレットにもご説明のとおり今後変動（上下）することがあります。したがって将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください。」との注意文言が記載されている。

- (2) 申立人が主張するところの、歴代営業所長の説明が、確定金額として設計書記載の生存祝金額を支払う旨の説明であったことを証明する証拠はなく、申立人の主張を認めることはできない。